

○緻密な捜査の推進強化要綱の制定について（概要）

（平成4年福岡県警察本部内訓第25号）

この要綱は、本部要指導事件、公判対応事件、事件指導責任者、新任捜査担当課長研修、無罪事件等の分析・検討その他緻密な捜査の推進強化について必要な事項を定めるものである。

主な内容として、

○ 本部要指導事件

本部要指導事件とは、対象犯罪のうち特に公判において立証上の問題が生じるおそれがあり、当該事件を主管する警察本部の課長（以下「事件主管課長」という。）の指導を要する事件をいい、通報・指定・指導要領を規定

○ 本部長指揮事件に対する配慮

本部長指揮事件についても、捜査担当課長に対する適切な指揮を行い、証拠の綿密な検討、捜査過程の記録化及び捜査資料の保管等を規定

○ 公判対応事件

通報・指定・指導・証人出廷に対する支援を規定

○ 新任捜査担当課長研修

事件主管課長による、新たに警察署の捜査担当課長に配置された者に対する指導及び教養を規定

○ 無罪事件等の分析・検討

無罪事件、不起訴事件及び困難な立証に成功した事件に関し、必要な措置を行うことを規定

○ 事件指導責任者等の相互啓発及び情報交換

警察本部の事件指導責任者等は、各部門が直面する捜査手続上の問題等の情報交換を行い、県警全体の見地から検討及び研究の上、緻密な捜査の組織的かつ実践的推進に努めることを規定

などの項目からなっている。